

提供日 2026/06/03
タイトル 住民監査請求の受理
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 監査班
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

静岡県議会議員への報酬等の支出に関する住民監査請求を令和8年5月7日に受け付け、令和8年6月1日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、当該住民監査請求のうち、令和7年5月7日以降の報酬等の支出に関する請求については受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

2 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課
静岡県議会事務局議事課
静岡県総務部人事課

3 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員)：県議会議員
A* 1名 (議会事務局が支出行為を行った)

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

以下の額をAに支出した。

・報酬及び期末手当の支給

令和6年6月～令和7年3月 月額834,000円×10月＝8,340,000円

令和7年4月～令和8年3月 月額865,000円×12月＝10,380,000円

令和6年6月期末手当 2,055,810円

令和6年12月期末手当 2,116,275円

令和7年6月期末手当 2,163,581円

令和7年12月期末手当 2,163,581円

合計 27,219,247円

・旅費の支払

令和7年9月定例会 6,200円

令和7年12月定例会 8,080円

令和8年2月定例会 8,080円

合計 22,360円

* 個人情報等に係る原文の記載について、Aで置き換えてあります。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

議員に対する報酬の支出は、議員が適法に職務を遂行した場合にのみ適法であるが、Aは欠席ばかりである。欠席理由を証明する証拠の提出もない。治癒証明もない。虚偽を用いて欠席を繰り返し、報酬を得続ける仕組みを作り出した可能性がある。

議員が虚偽を用いない保証はない。これは、地方自治法違反である。

最小の経費で、最大の効果でなければならない。

議員が欠席でもいいなら、最大の効果である。

しかし、最小の経費ではない。欠席分は、返納させなければ、最小の経費は実現しない。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

支出した報酬及び旅費等が全て損害。

どのような措置を請求するのか。:

- (1) Aが欠席した日数に応じて、Aが受け取った報酬等を返還させよ。
- (2) 議員が欠席する際には、自ら文書を出させよ。議会事務局職員に作らせるな。
- (3) 病欠なら、診断書を必ず添付させよ。欠席議員が出せないなら、仮病だと確定させよ。議会は、そういう規則を直ちに制定せよ。
- (4) 治癒したら、治癒証明書も提出させよ。完治ではないなら、経過報告書でもいい。
- (5) 上記を守れない議員名と行動記録を公表しろ。

4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、令和8年7月6日(月)までに監査結果を出す。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内)